

一般社団法人 日本形成外科学会 形成外科領域専門医制度  
皮膚腫瘍外科分野指導医施行細則

平成 25 年 3 月 制定  
平成 26 年 4 月 改定  
平成 26 年 10 月 改定  
平成 28 年 4 月 改定  
平成 28 年 9 月 改定  
令和 3 年 4 月 改定

第 1 章 皮膚腫瘍外科分野指導医申請資格

(認定申請に必要な学術業績)

第 1 条 皮膚腫瘍外科分野指導医の認定申請を行うものは、特定分野指導医細則（以下。細則という）第 6 条 1 項 3 号に関して、以下のいずれかの学術業績を有していなければならない。

- 1) 日本形成外科学会学術集会（基礎学術集会、各地区の形成外科学会学術集会を含む）における、2 回以上の筆頭もしくは発表指導者としての皮膚腫瘍外科領域に関する発表歴
- 2) 筆頭もしくは執筆指導者としての皮膚腫瘍外科領域に関する 1 編以上の学術論文

(認定申請に必要な診療実績)

第 2 条 皮膚腫瘍外科分野指導医の認定申請を行うものは、細則第 6 条 1 項 4 号に関して、執刀医もしくは指導的助手として関わった 10 症例の手術記録および 100 症例の手術例一覧表を提出しなければならない。

2. 手術記録、手術例一覧表の詳細は別に定める。

第 2 章 皮膚腫瘍外科分野指導医更新資格

(更新申請に必要な学術業績)

第 3 条 皮膚腫瘍外科分野指導医の更新申請を行うものは、細則第 11 条 2 項 1 号に関して、別表に示す学術業績として総計 20 点以上を更新期間内に獲得しなければならない。

(更新申請に必要な診療実績)

第 4 条 皮膚腫瘍外科分野指導医の更新申請を行うものは、細則第 11 条 2 項 2 号に関して、皮膚腫瘍外科領域の診療実績を更新時に報告しなければならない。

第 3 章 附則

(改廃)

第 5 条 この施行細則の改廃は、委員会の議決を経て、理事会の承認を得なければならない。